（事業活動収支計算書の記載方法）

第二十六条　事業活動収支計算書には、第二十三条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の記載科目）

第二十七条　［略］

（当年度収支差額等の記載）

第二十八条　第二十三条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2　当該会計年度の経常収支差額（第二十三条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3　当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第二十三条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4・5　［略］

（翌年度繰越収支差額）

第二十九条　当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一・二　［略］

三　第十四条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

（翌年度繰越収支差額の記載）

第三十条　［略］

（事業活動収支計算書の様式）

第三十一条　事業活動収支計算書の様式は、第二号様式のとおりとする。

［条を削る。］

［節を削る。］

［章名を削る。］

（事業活動収支計算書の記載方法）

第十八条　事業活動収支計算書には、第十五条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の記載科目）

第十九条　［同上］

（当年度収支差額等の記載）

第二十条　第十五条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2　当該会計年度の経常収支差額（第十五条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3　当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第十五条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4・5　［同上］

（翌年度繰越収支差額）

第二十一条　当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一・二　［同上］

三　第三十一条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

（翌年度繰越収支差額の記載）

第二十二条　［同上］

（事業活動収支計算書の様式）

第二十三条　事業活動収支計算書の様式は、第五号様式のとおりとする。

（事業活動収支内訳表の記載方法等）

第二十四条　事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第十三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2　事業活動収支内訳表の様式は、第六号様式のとおりとする。

第四章　貸借対照表

第一節　資産

（資産の評価）

第二十五条　資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

（減価償却）

第二十六条　固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行なうものとする。

2　減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。